



募集します



さいたま市

## さいたま市 男女共同参画推進事業者表彰 候補事業者を募集します！

申請期間

令和5年6月1日（木）

～ 7月31日（月）

※必着



さいたま市では、平成29年度から、ワーク・ライフ・バランスなど男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を募集し、選考の上、「男女共同参画推進事業者」として表彰するとともに、広く市民・事業者で紹介していきます。

### 🌸 表彰の対象事業者

ワーク・ライフ・バランスなど積極的な取組を行っている事業者で、次の全ての要件に当てはまるもの

①さいたま市内に本社又は主たる事業所を置く企業その他団体で、常時雇用する従業員数100人以下であること

※一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人、財団法人等の公益法人、協同組合なども対象です。

②男女共同参画の推進に積極的に取り組み、その成果をあげていること

※詳細は、申請書をご覧ください。

③申請日現在において、市内で3年以上継続して事業を営んでいること

### 🌸 選定の内容

①仕事と家庭の両立支援などワーク・ライフ・バランスを推進する取組

育児休業制度、介護休暇等の取得支援など

②男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取組

セクシュアル・ハラスメントの防止、性別による役割分担を見直すなど職場環境の改善など

③女性の能力活用や職域拡大に向けた取組

女性管理職への積極的登用、女性の研修制度の実施など

### 🌸 申請ができない場合

次のいずれかに該当する場合は、さいたま市男女共同参画推進事業者表彰の申請ができません。

①さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団

②役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)のうち暴力団員(条例第2条第2項に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの

③暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

④各種法令に違反しているもの

⑤行政機関からの指導を受け、改善がなされていないもの

⑥公租・公課を滞納しているもの

⑦上記のほか、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

## 申請方法

「さいたま市男女共同参画推進事業者表彰申請書(様式第1号)」に必要事項を記載の上、以下のものを添えて、人権政策・男女共同参画課 男女共同参画推進センター宛てに郵送または持参してください。

申請書は、さいたま市ホームページからダウンロードできます。  
(<https://www.city.saitama.jp/006/010/005/p097377.html>)



- 市内で3年以上継続して事業を営んでいることがわかるもの  
(定款、寄付行為、会則等その団体の概要を示す書類など)
- 役員及び事業関係者の名簿
- 会社案内、パンフレットその他申請事業者の事業内容を紹介するもの
- 次世代育成法支援対策法に基づく一般事業主行動計画策定届、行動計画  
(※策定済みの場合のみ)
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届、行動計画(※策定済みの場合のみ)
- 育児・介護休業に関する規定、就業規則等
- ハラスメント防止に関する規定等 (※策定済みの場合のみ)
- 法人市民税の納税証明書  
(※申請日前3か月以内に発行されたもので現状が反映されているもの)
- その他申請書の記載内容を補足するもの

## スケジュール(予定)

【7月31日】 申請締切

【10月】 選考委員会にて選考  
※提出された書類について、事前に問い合わせをする場合があります。

【11月】 表彰式(3事業者程度)

【12月以降】  
表彰事業者は、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」や市ホームページ等でPRしていきます。



お問い合わせ・提出先

さいたま市 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画推進センター  
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階  
TEL: 048-643-5816

FAX: 048-643-5801

メールアドレス: danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp

